

議会運営委員会 送付5-11

令和5年千区議会第160号陳情に対し迅速な調査検討を求める陳情

受付年月日 令和5年2月28日

陳情者 提出者 1名

2023年2月28日

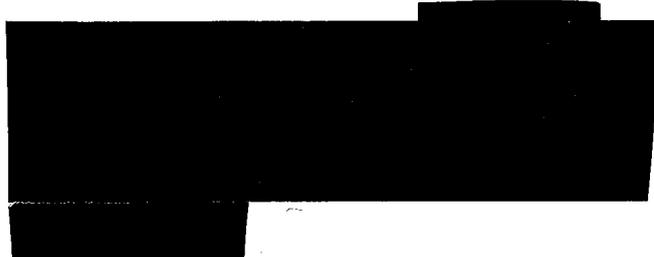
千代田区議会議長
桜井 ただし 様

千代田区議会事務局長
小川 賢太郎 様



令和5年千区議会第160号陳情に対し迅速な調査検討を求める陳情

陳情者
住 所
電 話



1 令和5年1月30日、「千代田区議会は、東京地方裁判所で「詐欺罪相当」の判決を受けた下記の区議会議員の辞職勧告決議を行うことを要請する」の陳情という件名の陳情書（以下「本件陳情」と言います。）が千代田区議会事務局によって收受（令和5年千区議会第160号）されました。そして、收受印が押された本件陳情の写しが、1月31日に特定地域にポスティングされ、2月1日には神田方面にポスティングされていました。また2月2日には広く千代田区全域にポスティングされました。

1月31日から2月2日にかけてポスティングが行われた時点において、本件陳情の扱いについての議運での検討、本件陳情の内容の真偽についての当該の委員会での審査検討はされていたのでしょうか。

一般に陳情は議運や当該委員会での審査検討を経て正式に陳情として扱うか否かが決定されるものと承知しておりますが、本件陳情は、1月31日から2月2日という短期に、おそらく正式に陳情として扱われるか否か不明な段階で、なぜポスティングされたのでしょうか。

2 本件陳情の件名にある下記の区議会議員とは、令和元年（本件陳情には平成31年とありますが、この点も本件陳情は不正確です。）5月16日東京地裁民事第51部判決（以下「令和元年判決」といいます。）の当事者の一部である当時の「自由民主党新しい千代田」（以下「新しい千代田」といいます。）所属議員5人のうちの4人です。本件陳情にはその4人についてあたかも令和元年判決が「悪意で不当に利得（詐欺相当）」「不当利得（詐欺罪相当）の有罪判決」と判断したかのように記載されていますが、判決文のどこにも「悪意」「詐欺罪」と判断した箇所はありません。

そもそも令和元年判決は民事部による民事事件に対する判決であり刑事事件の判決ではないのですから、裁判官が「詐欺罪（刑法246条）」という文言を使うはずがありません。また「悪

意」とは利息の起算日に関する民法704条の用語ですが、民事法上の悪意とは「知っている」という程度の意味にすぎず、刑法の詐欺の成立要件とは全く異なる別次元のものです。さらに、悪意であるから平成24年4月の政務調査研究費決算報告書提出期限翌日からの利息を支払えと主張した参加原告の訴えは裁判官によって否定されています（令和元年判決32ページ）。

法律の専門家でない者が「詐欺」だの「悪意」だのと聞いたらそれだけで指摘された議員がまるで犯罪者のような印象になります。このような陳情が正式に受理されることは、良識ある議会ならばあり得ないことです。

3 ところで、なぜ本件陳情は、一連の政務調査研究費判決で問題を指摘された議員全員の辞職勧告決議を要求せず、かつての新しい千代田の3人のみに辞職勧告決議を要求しているのでしょうか。

「一連の」と申し上げたのは、無論、新しい千代田について97万0630円の範囲外支出が認定された令和元年判決の前に、「自由民主党議員団」所属議員10名の政務調査研究費371万2236円について使途範囲外支出と判断した平成28年3月11日東京地裁民事第38部判決（以下「平成28年判決」といいます。）が存在するからです。しかも同判決では「悪意」が認定されて政務調査研究費決算報告書の提出期限の翌日（平成24年4月21日）からの利息の支払を命ぜられています（平成28年判決62～63ページ）。

本件陳情を提出した人の理念からすれば、かつての新しい千代田の現職3人だけでなく、平成28年判決当時の自由民主党議員団のうち現職4人の辞職勧告も要求した上、別の1人は都議会議員に立候補して落選したことも指摘しなければ、矛盾するのではないのでしょうか。まして平成28年判決では悪意を認定されているのですから。

なお、一連の政務調査研究費判決で指摘を受けた議員達は、使途範囲外支出と指摘されたものについて全員が返済を行っており、もちろん本件陳情に列記された4人も返済済みです。

4 4月の統一地方選挙を前に、未だ収受印が押されたにすぎず正式に陳情として扱われていない（良識ある議会ならば扱われる可能性もない）本件陳情をポスティングする行為は、特定の立候補予定者に対し、選挙の自由を妨害する罪（公職選挙法225条）・虚偽事項を公表する罪（公職選挙法235条2項違反）・名誉棄損（刑法230条1項）にあたる可能性もあり得るものですので、経緯を含め、法律の専門家によるリーガルチェックを行うなど、迅速に調査検討されることを求めます。

5 区民の代表である区議会の活動は、区民一人一人から託された思いを行政と対峙しながら活かす活動であり、常に正常で公平公正な運営がなされなければなりません。

真摯に区政と向き合う区民の「思い」と「努力」を「無」にせず、議員各位が民主主義にのっとり議会活動に邁進されんことを要望する。